

第2回 重点方針専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

1 日時 平成28年4月12日(火) 9:00~12:00

2 場所 合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者

会長	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
議員・委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
	大石 亜希子	千葉大学法政経学部教授
	小山内 世喜子	青森県男女共同参画センター館長
	川島 高之	三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社代表取締役社長
	白河 桃子	少子化ジャーナリスト、作家、相模女子大学客員教授
	末松 則子	三重県鈴鹿市長
	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
	高橋 史朗	明星大学特別教授
	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
	堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
	南 壮一郎	株式会社ビズリーチ代表取締役社長
	横田 響子	株式会社コラボラボ(女性社長.net 企画運営)代表取締役
	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事

(議事次第)

1 開会

2 議事

「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき重点取組事項について

- ・積極的な女性の採用・育成・登用の促進 ②
- ・多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

3 閉会

(議事概要)

○「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき重点取組事項について、「積極的な女性の採用・育成・登用の促進」「多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革」をテーマに、各府省庁からのヒアリングと、委員等からのプレゼンテーション(※)を行った上で、意見交換を行った。

(※)

- ・資料2-1に基づき、岩田議員から「女性活躍加速のための重点方針2016」の検討方針に対する意見について、説明があった。
- ・資料2-2に基づき、大石委員から、男女平等に向けた施策について、説明があった。

- ・資料 2－3 に基づき、川島委員から、男女共同参画実現のための提言について、説明があった。
- ・資料 2－4 に基づき、白河委員から、人口減少社会の多様な人材の活躍に向けた、子育てとの両立について、説明があった。
- ・資料 2－5 に基づき、末松委員から、女性活躍推進における鈴鹿市の現状と課題について、説明があった。
- ・資料 2－6 に基づき、高橋議員から、第 48 回男女共同参画会議における問題提起などについて、説明があった。
- ・資料 2－7 に基づき、堀江委員から、「自分らしい人生を諦めない」新しいキャリア教育について、説明があった。
- ・資料 2－8 に基づき、南委員から、日本の労働市場の現状を踏まえた女性の活躍推進に向けた取組について、説明があった。
- ・資料 2－9 に基づき、渡辺委員から、科学技術・学術分野における女性活躍推進に向けた課題について、説明があった。

(委員等からの主な発言)

【積極的な女性の採用・育成・登用の促進】

- ・女性就農者のリーダーの育成は、男女共同参画の視点を踏まえたものでなければ効果があがらないので留意してほしい。
- ・女性の消防吏員が増えている地域は、女性に配慮したハードの設備が整えられ、女性参画に係る課題を解決できた地域である。また、地域の消防関係者や管理職の方々が意識（ソフトの面）の変革も必要。

【多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革】

- ・男性の育休取得促進に必要なのは、上司の理解である。公共調達等を活用して、企業が男性職員の育休取得を義務化することを奨励する取組が最も効果的ではないか。既に義務化している企業もある。そのような企業は、経営者が男性社員の育休取得等に関し積極的な姿勢を示しているのが特徴。男性の本人の意識が変革し、家事・育児参画を試みても、会社、働き方、上司が変わらなければならない。男性の家庭参画の推進に関しては、企業への強力なインセンティブを政府が提供する必要がある。
- ・公共調達の活用を通じた女性活躍推進に係る取組はありがたいものであるが、技術力や品質への評価をないがしろにしてしまい、本末転倒な結果を招くことのないよう、ご注意いただきたい。

【総論・その他】

- ・社会人で大学院に入学する事例が昨今では増えているところ、社会人学生から通称使用を希望した場合に、大学等がきちんと対応する体制が構築されているのか。統一的な基準を示すといった国からの後押しがなければ、取組は進まないのではないか。
- ・ひとり親の女性や出産等により一度離職した女性などが学び直す機会を支援するプログラムを、ぜひ重点方針 2016 に盛り込んでいただきたい。
- ・ひとり親への支援に関して、特に児童扶養手当については支給の方法が受給者の実態に即していなければ

政策効果は上がらない。育児休業給付についても同様のことが言える。世帯の稼ぎ手が男性のみである場合、まとめ支給といった方法は貯金が十分でない家庭の家計に支障が生じることとなる。このような問題点についてもリストアップして、何が施策実行にあたってのハードルになっているのか、どのような行政コストが想定されるのかぜひ検討いただきたい。

- ・施策が地方部へ展開される際に、各都道府県の男女共同参画主管課や男女共同参画センターできちんと情報が集約され、それにより滞りなく各地域の課題解決に向けた具体策が実施されるように取り組んでいただきたい。